

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年9月13日 18時53分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市博奕岬北北東方沖 博奕岬灯台から真方位011° 1,300m付近 (概位 北緯35° 33.6′ 東経135° 20.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{たいへい} 泰平丸は、南西進中、定置網に乗り揚げた。 泰平丸は、プロペラの曲損等を、また、定置網は、登り網等の破損を生じた。
事故調査の経過	平成28年5月20日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 泰平丸、2.8トン 251-21503 京都、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 船外機プロペラの曲損等 定置網 ^{ほんがわ} 本側ワイヤロープ、登り網等に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 3 海象：波向 西、波高 約1.0m 日没時刻：18時10分ごろ
事故の経過	本船は、船長が乗り組み、知人1人を乗せ、 ^{かんむり} 冠島付近の釣り場から舞鶴市 ^{たいら} 平へ向けて約20ノットの対地速力で南西進中、博奕岬北北東方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）に乗り揚げた。 船長は、GPSプロッターを作動させていたものの、GPSプロッターの画面が明るくてまぶしいので、タオルを掛け、船首方の博奕岬灯台、舞鶴港口灯浮標（緑灯）等を見ながら航行していた。 船長は、本件定置網の北西端にある標識灯（緑灯）を左舷に見て通過するつもりでいたが、本船が西風で東方に流されて同標識灯を右舷側に見る態勢となったことに気付かなかったと本事故後に思った。 船長は、本事故発生場所付近の夜間の航行経験が4～5回あった。 船長は、GPSプロッターに輝度調整機能があることを本事故後に知った。
分析	本船は、船長が、見張りを適切に行っていなかったことから、東方に流されていることに気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、船長が、見張りを適切に行っていなかったため、

	<p>本船が東方に流されていることに気付かず、本件定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・GPSプロッター等の航海機器の操作に慣れておくこと。・予定航行経路付近の灯浮標、障害物等を事前に調べ、GPSプロッターに入力しておくこと。・GPSプロッターを活用し、定置網等の障害物に接近しないよう、注意して航行すること。